第十六条の四（在外投票）　審査人は、第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第四十九条の二第一項の規定による審査の投票（第二十二条第三項において「在外投票」という。）を行う場合には、第十五条第一項及び第十六条の規定にかかわらず、同法第四十九条の二第一項各号に規定する場所において、罷免を可とする裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に何らの記載をしないで（第二十六条の規定によりその例によることとされる同項第一号の規定による審査の投票を行う場合（点字による審査の投票を行う場合に限る。）には、投票用紙に、罷免を可とする裁判官があるときは自ら当該裁判官の氏名を記載し、罷免を可とする裁判官がないときは何らの記載をしないで）、これを封筒に入れて同法第四十九条の二第一項第一号に規定する在外公館の長（第五十二条第四項において「在外公館の長」という。）に提出し、又はこれを同法第四十九条第二項に規定する郵便等により送付しなければならない。

第十九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、開票管理者が、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、審査における開票立会人三人を選任した場合は、この限りでない。

第二十二条第一項中「投票」の下に「（点字による審査の投票を除く。）」を加え、同条第二項中「第十四条」を「第十四条第一項又は第二項」に改め、同条に次の四項を加える。

洋上投票等又は在外投票（点字による審査の投票を除く。）で第一項第三号に該当する投票は、その記載のみを無効とする。投票送信用紙又は投票用紙に印刷された数字のいずれに対して×の記号を記載したかを確認し難い記載も、同様とする。

点字による審査の投票で次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

一　所定の用紙を用いないもの

二　審査に付される裁判官の氏名以外の事項のみを記載したもの

三　審査に付される裁判官の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

四　審査に付される裁判官の氏名を自書しないもの

五　審査に付される裁判官の何人を記載したかを確認し難いもの

審査に付される裁判官が二人以上の場合には、前項第四号又は第五号に該当する点字による審査の投票は、その記載のみを無効とする。

点字による審査の投票に、審査に付される同一裁判官の氏名の二以上の記載があるときは、これを一の記載とみなす。

第二十四条中「十年間これを」を「五年間（第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間）、」に改める。

第二十五条第一項中「、これを」を削り、同条第二項中「第十三条」の下に「、第十六条の二第一項本文」を加え、「、第四十一条」を「から第四十一条まで（これらの規定を同法第四十八条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第四十一条第一項中「選挙の期日から少くとも五日前に」とあり、及び同法第四十八条の二第六項において読み替えて準用する同法第四十一条第一項中「選挙の期日の公示又は告示の日に」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

第二十五条第四項中「第十九条第二項」を「第十九条第二項本文」に改め、「かかわらず」の下に「、同項ただし書に規定する場合を除き」を加える。

第二十六条中「（公職選挙法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分を除く。）」を削る。

第二十七条第一項中「これを」を削り、同条第二項中「ものを以て、これに」を「者をもつて」に改め、同条第四項中「当該都道府県の区域内における第八条の選挙人名簿に登録された」を「審査権を有する」に改め、同条第五項中「すべて」を「全て」に改め、「第二十一条の」の下に「規定による」を加え、「立会の」を「立会いの」に改める。

第二十八条第二項中「報告」を「規定による報告」に、「十年間これを」を「五年間（第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間）、」に改める。

第三十条第一項中「、これを」を削り、同条第二項中「以て、これに」を「もつて」に改め、同条第四項中「第八条の選挙人名簿に登録された」を「審査権を有する」に改め、同条第五項中「すべて」を「全て」に改め、「前条の」の下に「規定による」を加え、「立会の」を「立会いの」に改める。

第三十一条第二項中「報告」を「規定による報告」に、「十年間これを」を「五年間（第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間）、」に改める。

第三十二条ただし書中「登録されている者」の下に「及び審査の告示の日現在において同条の在外選挙人名簿に登録されている者」を加える。

第四十七条中「掲げる」を「規定する」に改める。

第四十九条中「及び第二百五十五条」を「、第二百五十五条及び第二百五十五条の二」に、「規定の中同表中欄」を「規定中同表の中欄」に、「ものは」を「字句は」に、「下欄のように」を「の下欄に掲げる字句に」に改め、同条の表を次のように改める。

第二百二十七条	
中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙事務に関係のある国若しくは地方公共団体の公務員	最高裁判所裁判官国民審査法第四十四条第二項前段に規定する者
第四十八条第二項	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項
第四十九条第三項	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第三項
投票した被選挙人の氏名	投票の内容